

年報【国連研究】編集要領

1 原稿の種類

『国連研究』に掲載される原稿は、主として①特集テーマに関連する学術論文（特集論文）、②独立論文、③実務家等の視点に基づく政策レビュー、④書評論文、⑤書評の5種類である。

2 原稿の公募

(1) 5種類の原稿はいずれも会員からの公募を原則とする。執筆者の決定は編集委員会がおこなう。

(2) ACUNS（国連システム学術評議会・本部米国）会員および国際連合等に関する実務家・研究者からの寄稿の掲載に関しては、編集委員会で審議し、決定する。

(3) 特集テーマ、公募締切、原稿締切等は、編集委員会がニューズレター等を通じて公表する。

(4) 特集論文は特集テーマに関連する論文であり、独立論文のテーマは限定されない。

(5) 書評論文は、国連研究ならびに広く国際関係研究に貢献をしたと評価できる複数の編著書（和文・欧文）を紹介・批評し、議論を展開する論稿とする。書評は、一冊の編著書（和文・欧文）が国連研究ならびに広く国際関係研究にどのような貢献をしたかについて紹介・批評するもので、掲載予定号発行年次より遡り、原則として過去2年以内に出版された学術書を対象とする。

(6) 原稿の作成にあたっては、『国連研究』執筆要領を参照すること。

3 原稿の審査

(1) 審査対象となる原稿は、①特集論文、②独立論文、③政策レビュー、④書評論文の4種類である。書評は審査対象外とする。

(2) 審査は、編集委員会が依頼する匿名の査読者2名によって審査され、採否は審査結果にもとづき編集委員会が判断する。審査期間中、査読者に原稿の筆者を明らかにすることはしない。

(3) 審査の結果、査読者の意見にもとづいて改稿を求め、再審査することがある。ただし、再審査で不採用となった場合は、その後、同論文を改稿しても、審査の対象としない。

(4) 審査手続については、別に定める『国連研究』審査規程にもとづいてこれをおこなう。

4 その他

(1) 多くの学会会員に執筆機会を提供するために、同一会員が連続して年報『国連研究』に論稿を載せることは原則としてできない。また、同一号に2本以上の論稿を載せることもできない。

ただし、書評はこの限りではない。

(2) 編集委員会は、必要に応じて、執筆者に文言等の修正を求めたり、校正をおこなうことがある。

(3) 執筆者には掲載号2部を贈呈する。

(4) 原稿は書き下ろしの完成原稿に限る。他誌への二重投稿は認められない。

(5) 『国連研究』に掲載された論文等の著作権は日本国際連合学会に帰属する。原稿の転載を希望する場合には、「転載許可申請書」を編集委員会主任宛に送付し、編集委員会の許可を得る。

2016年8月17日 改訂